（労働金庫代理業の許可の審査）

第百二十五条　金融庁長官等及び厚生労働大臣は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～三　略］

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

［イ・ロ　略］

ハ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

［ニ～チ　略］

［五～七　略］

別紙様式第19号（第152条の２の30第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日提出

業務に関する報告書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

金融庁長官　殿

厚生労働大臣　殿

提出者　（郵便番号　　）

所在地

電話番号（　　）　　―

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

目　次

［１～13　略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

［１～12　略］

13　その他特記事項

［表略］

（記載上の注意）

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

（労働金庫代理業の許可の審査）

第百二十五条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

［ニ～チ　同上］

［五～七　同上］

別紙様式第19号（第152条の２の11関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日提出

業務に関する報告書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

金融庁長官　殿

厚生労働大臣　殿

提出者　（郵便番号　　）

所在地

電話番号（　　）　　―

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

目　次

［１～13　同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

［１～12　同左］

13　その他特記事項

［同左］

（記載上の注意）

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。